

議 事 日 程 (4)

平成27年6月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第46号 芦屋町地方創生推進委員会設置条例の制定について
- 第2 議案第47号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第48号 芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第49号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第50号 芦屋町高齢者総合保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第51号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第52号 平成27年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)
- 第8 議案第53号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)
- 第9 承認第1号 専決処分事項の承認について
- 第10 承認第2号 専決処分事項の承認について
- 第11 承認第3号 専決処分事項の承認について
- 第12 発議第5号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書について
- 第13 発議第6号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書について
- 第14 発議第7号 新給食センターにおける学校給食を芦屋町による直営方式で行うことを求める意見書について
- 第15 請願第2号 給食センターの健全な運営を図る為の調査を求める請願書について
- 第16 同意第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

---

【 出 席 議 員 】 (11名)

- 1番 松上 宏幸    2番 松岡 泉    3番 今田 勝正    5番 刀根 正幸
- 6番 妹川 征男    7番 貝掛 俊之    8番 田島 憲道    9番 辻本 一夫
- 10番 川上 誠一    11番 横尾 武志    12番 小田 武人

---

【 欠 席 議 員 】 (1名)

4番 内海 猛年

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 中野 功明      書記 志村 裕子

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	井上康治
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	競艇事務局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

---

【 傍 聴 者 数 】 6名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま、出席議員は 11 名で、会議は成立いたします。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長 小田 武人君

お諮りします。日程第 1、議案第 46 号から、日程第 15、請願第 2 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

報告第 10 号、平成 27 年 6 月 18 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、貝掛俊之。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 46 号、満場一致により原案可決。

議案第 47 号、賛成多数により原案可決。

議案第 48 号、賛成多数により原案可決。

議案第 49 号、賛成多数により原案可決。

議案第 52 号、満場一致により原案可決。

議案第 53 号、満場一致により原案可決。

承認第 1 号、満場一致により承認。

承認第 2 号、満場一致により承認。

承認第 3 号、満場一致により承認。

発議第 5 号、賛成少数により原案否決。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任副委員長 松岡 泉君

それでは、報告します。報告第11号、平成27年6月18日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会副委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第50号、満場一致により原案可決。

議案第51号、満場一致により原案可決。

議案第52号、賛成多数により原案可決。

発議第6号、満場一致により原案可決。

発議第7号、賛成少数により原案否決。

請願第2号、賛成少数により不採択。

意見、議案第52号については次のとおり意見を付す。

8款土木費のはまゆう公園周辺整備工事の予算執行に当たっては所管委員会と十分協議の上、執行するよう意見を付す。

以上で報告を終わります。

○議長 小田 武人君

引き続き、それぞれの常任委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成27年6月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 貝掛 俊之

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関

する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成27年6月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会副委員長 松岡 泉

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成27年6月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成27年6月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 田島 憲道

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、発議第5号の国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書について、担当の総務財政委員会で審議をされましたので、それについて伺います。

6月4日、衆議院の憲法審査会で出席した3名の参考人は安保法制について憲法違反であると明確に述べて、政府を震撼させました。また、テレビ朝日の報道ステーションが153人の憲法学者を対象に行ったアンケート調査では、回答した151人のうち146人が違憲の疑いがあると回答し、憲法違反の疑いはないとした学者は、3名でした。6月15日には戦争する国へ進む安全保障関連法案に反対するアピールを発表した安全保障に反対する学者の会に賛同する学者、研究者は2,678人に上ることが公表されました。アピールが発表され、わずか3日間で急速に広がっています。憲法は権力を縛るというものであるという立憲主義の否定を許さない学者、文化人が強い憤りを表しています。

このように日本の国の世論の動き、こういったことをです、委員会では論議されたのか。ま

た委員会ではどのような論議があったのか。その点についてを伺います。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

発議第5号の国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書について、総務財政常任委員会におきまして審査されました。その中でどういった意見があったかということでもありますけども、昨今の日本の国、日本の状況というのは、北朝鮮、そして中国、尖閣諸島周辺での活動等、るる非常に懸念されている状況であるということ、そういう状況であるにもかかわらず、国民の皆さんにおかれましては、危機感が乏しいという意見がございました。

そして、今、国会でこの法案について議論されているわけでございますけども、国民の負託を受けた国会議員であります。国民が国会議員一人一人に任されたわけでございますので、国の安全保障法制等は国会でしっかりと議論し、合意形成をして決めていただきたい。そういった意見、議論がなされました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

いやいや、立憲主義のこのような、学者とかがね、いろいろな意見を言いよるが、そういったことは論議がされたのか。そういったことを聞きよるんです。それについて教えてください。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

そういったことについては、議論はなされておられません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

全く不十分な審議としか言いようがありませんね。15日には国会をですね、2万5,000人の人が取り囲み、国会包囲行動が行われました。渋谷では、3,500人の若者がですね、戦争反対のデモが行われ、今まで若者がこれだけ集まってですね、こういった自分たちの意思行動をあらわすというのはなかったんですけど、相当、若者の中にもこういった危機感が広がっています。また、全国でもですね、津々浦々でこの反対、十分に審議しろというそういった声が広が

っています。福岡でも6月7日、舞鶴公園で1万5,000人が参加した戦争法案反対の集会が開かれました。

戦争法案に対する国民世論を見ますと、例えば、政府は法案を十分に説明しているかということで、これは5月30日、それから5月8日の調査ですけど、説明していないというのが、共同通信では81.4%、読売では80%、NHKでは56%になっています。自衛隊のリスクがどうなるかということは、ふえると答えた方がNHKで72%、共同通信では68%となっています。今国会での法案成立に賛成か反対かという点ではですね、共同通信では反対が55.1%、賛成が31.6%。読売では反対が59%、賛成が30%となっております。これは5月の時点ですけど、きょうの朝ですね、テレビ番組で言っていたのは、十分に時間をかけ審議するべきというのは71%、国会で反映すべきというのが11%、80%を超える82%の方がですね、今国会だけの審議では不十分だとそういったことを言っています。

これは国会で上程されて、審議すれば審議するほどですね、これが憲法違反である、やはり、国民にとってこのまま十分な論議がなかっていいのかという、そういった声が広がって大多数になってるとい、そういった状況を表しています。このようなですね、国民世論の中でこの意見書は、十分な審議を行うことを求めている意見書です。やはり、こういった国民世論に応えるべき、そういったふうな意見はなかったのでしょうか。

**○議長 小田 武人君**

総務財政常任委員長。

**○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君**

国民の世論と言いましても、るるあるわけがございますけども、これはやはり、賛成の世論もあれば反対の世論もあるということで、先ほど川上議員が質疑されているように、世論に対する意見というものは出たものと思います。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

委員長の今の最初の答弁の中でも、国民の危機感が乏しい。そういったふうに言って、国民世論の中では、やっぱり8割近くが反対している。それが、反対しているのは危機感が乏しいから反対している。そういった偏見的な見方で見てると私は思います。それとですね、最初の答弁で言われました、国会で審議すればそれでいいんだという、そういった内容でした。それでは、これはね、国の問題である問題ですかということです。

芦屋町には自衛隊の基地があります。この中に多くの隊員さんもおられますが、この隊員さん

の中で、調べてはいませんけど、芦屋町民の方、これは相当いると思いますよ。集団的自衛権の行使容認のこの安保法制、これが認められればですね、米国と一体となって武力行使に参戦することになります。今まで自衛隊員はですね、戦後一人も戦死者を出していない。こういった自衛隊員がこれに参戦すると、自衛隊員が殺し、殺される、こういったものが現実となります。芦屋基地から派兵される隊員は芦屋町民もいます。戦争法案は国家の問題ではありません。この芦屋町の問題です。芦屋町の町民が戦死するわけです。戦争で傷つくわけです。相手国の人を殺す。そういったことが起こるわけです。これが、この芦屋町の町議会で十分論議される。短時間で何も世論のことも安保法制の中身もそんなことも論議されないでから、終わってしまうということですね、これは全く議会としての責任を果たしていない。私はそう思います。やっぱり十分にね、審査して、そして結論を出す。そういった立場になぜ立たなかったのか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

総務財政常任委員会としては、それぞれこれに解して審査したものと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今の件については、もう十分に質疑されましたので、私もそれについては問題意識を感じております。その中で、議案第47号と48号と49号については賛成多数、多数、多数ということですから、手を挙げなかった方があるわけですが、これに対して賛成をされた方の御意見、ないしは反対された方の御意見、どのようなものがあつたでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

執行部ですね、特別報酬審議会等についての御意見があり、それについての質疑を行いました。それから、最後に採決の前に討論を行いました。議案第47号、議案第48号、議案第49号についてとりわけ御意見はありませんでした。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

特別職報酬等の審議会の内容について執行部は、そういう、確か3回、4回と言われましたかね。そういうような資料は配付された上で、審議会の資料は配付された形で説明を受けられたでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

はい。資料配付をされた上で説明を受けました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

こういうこと聞いていいかどうかわかりませんが、議案第52号、平成27年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）、ここに意見がついております。8款土木費のはまゆう公園整備工事の予算執行に当たっては、所管委員会と十分協議の上、執行するよう意見を付す。何をもってその所管委員会とこの予算について協議をせないかんのか。委員長、その辺は御意見どうですか。

○議長 小田 武人君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任副委員長 松岡 泉君

条件を付す件につきましては、今回、はまゆう公園整備工事につきまして、デザインが完成したということで、委員会のほうに報告がありましたけれども、事前のそれに関する説明が全くなかったということでありまして。これにつきましては、そういった事業、大きな事業を行うということなので、逐次です、委員会等も含めてですね、協議をしてこの事業については進めてもらいたいという意見であります。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

このはまゆう公園の予算に当たっては、予算は今回出たわけですが、事前に公園をつくります

よということは、全協かなんかで出てなかったかね。そういうことで進んできたから、はまゆう公園の公園整備ということになっておりますが、それを皆さん、前は全協で、それでいきましようということをやっているんだから、何を協議するのかよくわかりません。そこら辺はどうなんでしょうかね。

○議長 小田 武人君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任副委員長 松岡 泉君

委員会で出ました御意見につきましては、はまゆう公園の具体的なデザインが出たということで、その進め方について意思疎通を図っていただきたいという趣旨でございました。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

なかなか委員長質疑で伯仲しておりますが、発議第7号と請願第2号、新給食センターについて、こちら意見書や請願書が出ていますが、どのような審議が行われたか教えてください。お願いします。

○議長 小田 武人君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任副委員長 松岡 泉君

発議7号について、御説明いたします。

発議7号につきましては、法令に違反するという御意見がありまして、これについては提案者のほうで、その違反の根拠について説明をいただきました。それから、反対意見としましては、2007年に直営から委託方式に変えた時点の経緯を確認をいたしました。そういうことであります。

請願第2号につきましては、請願書に基づく事実確認のために、担当部課のほうに来ていただきまして、その経緯を確認いたしました。それと、請願者の今までのここに挙げました請願理由に関する具体的な資料を提示して、それを説明いただきました。そういったことで今回の採決となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。

日程第1、議案第46号から、日程第15、請願第2号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第47号、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号、芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号、芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それから、議案第52号、平成27年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)、議案第53号、平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算、これはですね、関連いたしますので、一括して反対討論を行います。

これらの議案は、町長、副町長、教育長、モーターボート管理者、議員の期末手当を増額する条例と予算が組んであります。公務員の給与は20年来、人事院勧告を受けて引き下げられており、とりわけ2012年の給与の大幅削減、退職手当の大幅削減は公務員の生活に大きな影響を与えています。また、多くの住民はアベノミクスの格差拡大によって苦境にあえいでいます。高齢者においては、年金の切り下げ、介護、医療費の負担増により、「生活ができない。」こういった声上がる状況になっております。日本共産党は人間らしい生活をするために、労働者の賃上げを求めています。

しかし、町長や副町長、教育長、モーターボート管理者、議員は労働者とは一律、同列に論じることができないというふうに思います。町民生活や職員の生活が厳しい状況にあるとき、町民目線を欠落した、特別職、議員の報酬引き上げは、町民の理解を得ることはできません。期末手当の増額に充てようとする予算は、住民生活を応援するために使うことを指摘しまして、反対討論といたします。

続きまして、発議5号に対する賛成討論を行います。先ほどの質疑の中にでもですね、明らかになったように、担当委員会では、この意見書については本質の問題についての論議が行われていない、大変不十分な審議となっております。国民の8割を超える人々がですね、本国会の審議でなく、十分な審査を求めており、憲法の専門家の知識人たちも違憲性を表明しています。安保法制は国民的論議を行い、方向性を決めるものであります。

また、芦屋町では町民がこの法制により戦場に駆り出され、殺し、殺される事態も発生するわけです。町議会自身がこの問題を審議することは、存在意義を問われている問題であります。委

員会では本質の論議を行うことなく否決されています。しかし、議員皆様方が十分な審議を求めこの意見書にですね、賛同させていただくことを訴えて、この意見書に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それでは、発議第5号及び第6号の反対意見を述べさせていただきます。

発議第5号、先ほどから総務財政委員会についての川上議員の意見がありましたけれども、川上議員が出されているこの意見書につきましては、国民の合意のないままということですが、国民の合意は私も不可欠だと考えておりますけれども、この安全法制の必要性については、私は必要であると考えております。先ほどから、本安全保障法制につきましては、戦争法案という言葉が使われておりますけれども、私自身としてはこの法案は、戦争を起させないための法案と考えます。

また、憲法学者の意見で、この集団的自衛権の発動になるんじゃないかという御意見がありますが、この憲法の解釈につきましては、この高度な政治性を有する安全保障分野についての憲法解釈については、今までは、こういった学者の意見をもって決定づけられているものではなく、内閣、主に法制局がこれに専ら当たり、また、国会の審議と政府の答弁のもとに、この解釈は積み重ねてきております。そういう意味から、学者の意見がいろいろあるかと思えます。それはそれとして結構だと思えますけれども、この憲法解釈というよりは、安全保障の推進に当たっては、やはり、慎重な推進は図れるべきだと考えます。その根拠としましては、最高裁が昭和34年12月16日に砂川事件をもって、この安全保障に対する取り組みが行われております。そういったことで、憲法学者の意見は意見として聞くべきだと考えますけれども、それは根拠にはならないというふうに考えます。

また、本法案は戦争が起こるということで、共産党の方は言われておりますけれども、この法案につきましては、戦争を起さないという法案をつくるということで、今、特別委員会で論議されるところでありますので、しっかりとですね、そこを踏まえて、私たちも正しい認識、また、そういった意識を持ってですね、自分の意見を述べるべきだと考えます。

また、発議第6号、反対討論なんですけれども、民生委員会のほうでは、皆さん全員が賛成ということでありましたけれども、これもですね、介護報酬を下げるというのは非常に厳しい選択肢ではあったんですけれども、やはり財源がどのくらいいるのかと。この制度につきましても、現在、急速な高齢化に伴って、社会保障費はどのくらい伸びているかと言いますと、毎年1兆円以上増

加して、平成25年度では110兆円になっておるということであります。

また、今からこの団塊の世代がだんだんと高齢化してくるわけですが、そうしたときには、この社会保障費がどのくらいになるか分からないと。国もそういったことで危機感を感じ、当初がですね、介護報酬費の引き下げを6%以上やる計画であったというふうに聞いておりますが、やはり、そういった御意見もありますけれども、共産党の御意見もあり、報酬をどのくらい下げると、全くゼロにするとそういった財源が枯渇するということに陥るとということから勘案すれば、やはり、そのあたりはしっかりと考えて、実情にあった対策を講じるしか仕方ないのではないかと私は考えます。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

ほかにございませんか。田島議員。

**○議員 8番 田島 憲道君**

田島憲道です。私は、議案第49号、芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

この議案は私たち議員に対する期末手当、いわゆるボーナスといわれるものを引き上げるというものです。国内は昨今の円安や、株価上昇により明るい兆候が見られますが、しかし、ここ芦屋町では、まだまだ景況感が改善されたという実感に至りません。公的年金の是正や各種税の負担増など、身近な町民は日々の暮らしに対し、厳しい思いでいます。皆さん、先憂後楽という言葉もあります。まずは町民が先であって、そして町職員にまで波及した後に、最後に我々議員がという気持ちでいます。今ここで期末手当を上げるということは、時期尚早と思ひ、よってこの議案には私は反対します。

続いて発議第7号、新給食センターにおける学校給食を芦屋町による直営方式で行うことを求める意見書について、これは賛成の立場で討論します。

御存知のとおり、行財政改革の一環で、2007年に民間の会社が給食をつくるようになりました。その間さまざまな問題が発生しました。一度は業者が契約解除されるに至りました。そして、今の業者も本来なら契約解除されてもおかしくない事態にあるにも関わらず、かばい続けているのは新給食センターに移行する前で、大ごとにしてほしくないという管理側の思惑にしか思えません。

いつも求人誌に募集しているのは、給料が安いから来ないし、来ても続きません。これまで何人がやめていったか。このことで私は管理者に何度も何度も改善を求めましたが。業者には言っているんですが。また、民間だからですね、人事のことまでは言えないということなんです。それならですね、以前のように直営方式に戻したらいいのではと思うのです。直営のときにはしっ

かりと運営してきました。調理する側もですね、公務員というしっかりとした身分保障があるから、今のようにいろいろな問題、パワハラとかセクハラなど起きないし、起きたら大変だと思いますし。とにかくですね、新給食センターに移行しても何事も起きないことを願っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

9番、辻本です。

発議第5号、発議第7号について反対の立場から討論させていただきます。

まず、発議第5号の国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書につきましては、私は、元自衛官であります。また、現在の自由民主党員でもあります。今、確かにマスコミ等を見ますと、反対の内容、意見さまざまありますが、私の耳には、まだ具体的な情報が入ってきておりません。全く概要は理解をしておりますが、ただ、今、国会で審議されている安全保障関連2法案は、憲法のもとで、国民の命と我が国の平和を守るために必要な法律を整備しようとしていると思っています。

最近の日本を取り巻く安全保障上の情勢は、中国や北朝鮮の攻撃から安全だと言えなくなっていると思いませんか。関連する法律を整備して、抑止力を高め、戦争を未然に防止すること。それから戦争を起こさないためのこれが今回の平和安全保障法案の目的だと私は解釈をしております。

これまでのように日本の安全を守っていくためにはこの70年間、アメリカとの同盟関係を一層強化しながら周辺国だけではなくして、友好国との信頼関係を深める外交努力も何よりも重要だと思います。その上で、万が一の事態、例えば中国による尖閣諸島の不法占拠や北朝鮮からのミサイル攻撃、あるいは国際的なテロや、イスラム国との戦い等で命の危機に巻き込まれた日本人の救出など、あらゆる事態に対応できるように法整備を行って、国家、国民を守っていこうとしているのが、現在の政府の考え方だと思っています。

もともと、我が国の平和と安全を維持するための個別的自衛権の行使は可能でしたけれども、複雑化する世界情勢の中で我が国を守っているとき、同盟国アメリカが攻撃された場合に日本が知らんふりをしておいて、逆に何かあったときに助けてくれと言っても、それは無理なことだと思います。日本は他国と同じような武力の行使はできません。しかし、国民の命を守るために憲法の許す範囲で、限定的に集団的自衛権を行使することは当然のことだろうと思います。したがって、本安全保障の制定は、内閣、国会の責任で行われるべきであり、今、まさに国民的合意を得るために、時間をかけて審議が行われているさなかですから、私はあえて意見書を提出する

必要はないと思っています。

次に、発議第7号です。学校給食を直営方式でやってほしいという意見書でございますけれども、学校給食は先ほどから話が出ていますが、平成19年度から民間委託方式に移行されて今日に至っております。この民間委託方式に移行した背景、これ、私ちょっと調べてみました。

まず一つ、先ほどから話出ておりますが、やはり、町職員である従事員さんの人件費が年間800万もかかっていたということから、行財政改革の一環で行われたということです。

もう一つは、文部省の通達でも学校給食の運営、合理化の推進について指導がなされているということがあったというふうに確認しています。なお、民間委託をした後に、給食への異物混入や昨年発生しました、ノロウイルス発生等のさまざまな問題が起こっているとの内容でございますけれども、では、質疑のときもお尋ねしましたが、「直営方式のときにそういった異物混入とかなかったんですか。」という質問をしております。これ、調べてみました。平成16年度1年間で10件も起こっているんです。私は委託方式であれ、直営方式であれ、児童・生徒が食べる給食ですから、問題が発生してはならないという安全性重視は非常に大事なことだと思っております。でも、これは人がすることです。どの方式でもこの件については同じことではないかと思っております。したがって、民間委託方式に移行して8年も経過しておりますので、今さら、直営方式が望ましいという考え方には同意することができないと思っています。

もう一方では、学校給食法、労働者派遣法等に違反するんじゃないかということにつきましては、今、先ほどちょっと話が出ましたが、やはり判例がありまして、違反ではないという結果であります。最近では、水巻、岡垣町、福岡市、北九州市それぞれの行政においても全部または一部委託方式に移行されてきているように、委託方式は一層進んでいくものと思われま。

以上のことから、学校給食を直営方式で行うことを求める意見書については、理由が明確ではないということもありますので反対といたします。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

ほかにございませんか。貝掛議員。

**○議員 7番 貝掛 俊之君**

発議第7号、新給食センターにおける学校給食を、芦屋町による直営方式で行うことを求める意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

この給食センターを芦屋町の直営方式で行うということは、今の時勢に逆行しており、直営だから安全・安心ということは一概に言えるものではないと考えます。私が小学校のころですね、当然、直営方式でやられたと思いますけども、食缶の中に虫が入っていたりと、わあわあ言いながらですね、皆で食べた記憶があります。そういったいい時代の話になりましたけども、そしてま

たですね、芦屋町からよそに転校して行った児童の話では、その転校して行ったところの給食と比べるとですね、本当に芦屋町の給食はおいしかった。そういった意見もあります。また、自衛隊の方々、全国から芦屋町に来るわけでございますけども、全国的に比べても、芦屋町の給食のレベルは高いという意見も今現在あります。

先ほど、辻本議員の討論にもありましたけども、この意見書では違法ということを取り上げていますが、芦屋町と同様の委託状態にある東京都杉並区において、平成13年度、この委託のような状況が違法であるということで住民の方が裁判を起こしていますが、棄却との判決が出ています。そしてまた、文科省から県教委に渡っての通達によれば、学校給食の合理化を図る市の通達が来ており、県下においても芦屋町同様に運営している自治体はあります。

やはり、平成19年度にどうして直営から民間委託に変更になったのか。今一度、真摯に受け止め、考えていくべきではないかと思えます。そして、私ですね、この意見書に関してでありますけども、一個人のためでもなく、一団体のためでもなく、芦屋町全体を見て、芦屋町のために信念を持ってこの意見書に反対いたします。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

ほかにございませんか。妹川議員。

**○議員 6番 妹川 征男君**

6番、妹川です。

この議案第47号、特別職の職員の給与等に関する条例、48号も教育長の給与に関する条例、49号の芦屋町議会議員の議員報酬に関する条例、それに議案第53号、モーターボート競走事業会計補正予算に関して反対討論を行います。

もともと、この問題が議案が出た背景には芦屋町特別職報酬等審議会の答申に基づきということとでありますね。先ほども期末手当の増ということで、町長については十数万、副町長もそうですね。そして、議員の皆さんについては、役職のある方は、五、六万。私たちは5万、一般の方は5万円というような形で報酬を上げるというようなことなんですが。私は、皆さん方それをやっぱり遠慮をしてですね、今、川上議員からもいろいろ言われましたが、私たちのほうからやっぱり辞退する。答申が出ればこれで議会に諮るべき内容でしょうけれど、やっぱり私たちは辞退をしていくべきではないかと。

今、芦屋町は過疎地域ですね。過疎地の指定をされている町ですよ。だから、今、いろいろと調整基金をですね、少しでもためながら、また、今まで過疎債を使ってきた部分については、3年後に、まあ4年目から15年かけて、ないしは、芦屋中央病院に関しては30年でしたが、そうやって返済していかなければならない。そういうように過疎地としてですね、優遇措置がある

かもしれないけど、借金財政で今、進もうとしている。その中で、競艇事業の収入が少し、4億円の6億円のというのがあったとしてもですね、平成32年でしたか、33年には、過疎債は利用することはもうできなくなる。となれば、返済にかけて進めていかなければならない時期ですから、少しでもその調整基金の中にですね、繰り込んでいく。ないしは、そういう生活に密着した福祉・教育、そして公共交通のための充実。そういうものに支出するのであってですね、私たちの給与、ボーナスを上げていくというはあまりにも虫がよすぎるような気がします。

でも、これは議員や執行部の皆さんから問題提起されたわけじゃないと思います。これはやはり、芦屋町特別職報酬等審議会の答申ですから、やはり、辞退をしていく。そういうことが町民の理解を得るのではないだろうかと思います。よって、この議案については反対と言うんです。

それから、平成27年度芦屋町一般会計補正予算について反対討論を行います。これは、先ほど横尾議員からも言われていた、はまゆう公園周辺整備工事の問題ですね。16ページにありますけれど、公園費として、工事請負費として、約3,100万。まあ3,000万ですね。これを先日の民生文教委員会で、議案とともに、説明とともにそういう平面図のですね、図面を見せていただきました。これは聞きますと、平成25年の9月ですか。補正予算で基本計画、実施計画のための予算が組まれて可決しておるようです。それに基づいて、まあその前に、ワークショップを4回、そして、観光推進プロジェクトでもってこのような案が出る中で、議案が平成25年の9月の補正予算で、約400万でしたか。そういう議案が可決されていると。

25年の9月議会で補正予算で基本計画、実施設計計画が出てですね、どうして、この四、五日前の委員会でこんなちゃちな計画図面が出るのかな。これちゃちじゃありませんか。400万円かけて何したんだろうというふうに思うわけですね。しかも、先ほど民生文教の委員長が言われたように、全くと言っていいほど審議されてないし、我々議員に対して置き去りにされているのかと。と同時にですね、そのワークショップの中の皆さん方が10名、一般市民の方が、区長会の代表の方、はまゆう団地にもおられましたよ。話を聞きました。でも、この工事が、大工事が9月から着工されるということですけど、ほとんどの人が知らない。広報にも出ていない。町民を置き去りにしているじゃありませんか。

私は3年ほど前に愛の鐘が提案されて、あれは、はまゆう公園ですね。あれも3,000万かけて、過疎債から自衛隊基地の補助金だとかいうことで、手出しは300万円ぐらいでいいというような形であれが着工されていきました。そして、ネーミングを町民の皆様呼びかけたところ、何か決まっていたわけですけど。そのために、また階段が不十分であるから何か取りつけるとか。まあ私は、はまゆう団地の皆さんですら知らないですよ。正津ヶ浜、柏原の皆さんも知らないよ、こんなの。工事が9月から始まるわけでしょうけれど。これこそ行政主導型のですね、民を反映しない取り組みではないかと。町にはですね、住民参画まちづくり条例というのがある

じゃありませんか。旧態依然の行政主導型の公共工事、私はこういうニュースを第3号ですけども、議員になってまだ3回目の議会のときにこれを一般質問しましたけれど、あの夏井ヶ浜公園の愛の鐘ですけど。あのときでも本当ですね、皆さん方びっくりされておまして、その後の維持管理。梅雨時期になると草がたくさん生えてきますけれど、この維持管理費に相当なお金がかかってくるだろうと思います。

町長は施政方針の中でも、はまゆう公園とハマユウ群生地、そして、釜風呂跡地周辺の一体化した環境ゾーンとしてやられています、今回の予算は3,000万円。じゃあ2期、3期工事で1億円なんですね。そして予算は何かと、過疎債と。過疎債は皆さん御存知のように、過疎債を3,000万、3,000万、3,000万借りて、そして、4年後から返していくわけでしょうけど、そして7割は地方交付税で返ってくるから3割でいいと。こんな甘い考え方で安易に使っちゃいけません。

先ほどの私たち給与の期末手当についてもそうですけど、やはり国民生活に密着した内容のものを使う必要があるじゃないか。今、執行部の皆さんや観光推進の方々については、あの愛の鐘についてもですね、非常にすばらしい。そして、広報あしやでもさまざまな形で、広報等にもですね、掲示されておりますけれど、さあ、町民の方々には本当笑っていますよ。何であんなのに使うのかと。経済効果は全くない。あそこでイベントされたんですか。条例はつくりましたよね。あそこで1時間いくら、2時間いくらというふうになってはいますが、誰もイベントに使ったことはないと聞いております。そして、この内容については、山田輝香さんの思いは十数年前にですね、福祉施設、老人施設、そういうものをつくっていただきたいというその思いが強かった。そして、それが叶わず、足湯にしていこうというようなことになりましたが、この図面を見てですね、そういうものは全くありませんし、そして、広っぱにですね、こういう高見台ができるでしょう。展望台ができるでしょうけど、私はこれは経済効果全くない。維持、管理、大変だと思えますね。

ぜひですね、これについては委員会としては附帯決議と言いましょか、意見書で十分に意見を参考にしながらやっていただきたいという意見書が出てはいますが、例えば中央病院建てかえだって、附帯意見が出たわけですけど、その後議員に対して、十分なる審議なんかありませんでした。よって、私はこの議案についてはね、反対というふうに考え、委員会では反対いたしました。

次に賛成討論としてですね、発議第5号は、国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書についてです。これは昨年の9月議会だったと思います。同じく、川上議員が集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について、私は賛成討論を行いました。もう簡略に言いますが、私はそのときには、この行使容認は憲法9条を骨抜きにする。平和憲法を否

定する。芦屋町の自衛隊員を戦場に送ってはならない。今、国会で論議している人は、もう50も60も70にもなった人ばかりの話じゃありませんか。私たちでもそうですよ。子や孫にそして自衛隊員の皆さんが、戦場に、地球の裏側まで戦場に行かなければならない。先ほどの反対討論の中にも抑止力だと言われてますね。憲法学者の方々もこれについては戦争法案である。断固と反対する。断固としておかしいと。反対すると。多くの国民のうねりが、私はこの意見書を出すことによって、また、国会でも影響を与えるでしょう。私は今の国民の皆さん方はそんなにね、大変に賢い人もたくさんおるわけですから、私はこれは廃案になっていくだろうと想定しています。でも、私たちは、この議会としてですね、意見書として提出すべきではないだろうか。自衛隊基地があるからこそなおさらです。そういうふうに思います。

それから、発議第7号です。新給食センターにおける学校給食を芦屋町による直営方式で行うことを求める意見書について賛成討論。関連しますので、第2号、給食センターの健全な運営を図る為の調査を求める請願書についても賛成討論を行います。

私は請願人の方から、紹介議員になっていただけないかということで話を聞きました。数回聞きました。そうしますと、私はやはり、請願人の方々を初めですね、数人の方々の代表として中西さんがおられるわけですが、これはまさしく人権侵害ですよ。私は法律についてはよくわかりません。ただ労働組合法や、労働基準監督署には違反する。間違いなく。これ、裁判を起せば、これ、勝ちますよ。そのときに町が、教育委員会がどのような対応をしたのかということに問題になってくると思いますね。

今、社会的に門司でしたか、小倉でしたか。虐待の問題がありましたよね。それから、いじめの問題もあります。そして、それが発覚すれば対応に迫られる。請願人の、そういう意味で私はこれを引き受けました。大変でした。もうこの問題に踏み込めば踏み込むほどですね、請願人の方々の血の思い。この何といいましょうかね、非常に悔しい思い、そして鬱になっていく方々。パワハラを受けて、そして病気になって生活さえ変わってしまっている人もいるということ。それから、ウイルスの問題ですね。ノロウイルスの問題ですね。これについて民間委託であればこそ、課長が言われるように、人事についても強力なる指導もできないんですよ。そうだろうと思います。大変だったろうと思いますよ。課長さんもね。それから、係長さんもね。だからこそ、私は民間にすればそういう問題については、責任の所在がわかると思うんですよ。徹底して指導することができる。そういうことを考えたときに、私はこれを引き受けたわけですけれど。

先日の委員会では、請願人を呼ぶ必要ない。請願人の声は、ぜひ同席させていただきたいし、また、発言をさせてもらいたいという願いが、どういうルールになっているか私はわかりませんが、当然入れていいじゃないですか。請願人ですから。そして、私のそういう請願人の声を代弁して問題点を指摘する、調査をお願いするわけですが、事実確認をするために、課長に対し

て、調査どういうことなんですか。この事実はあったんですか。どうなんですか。ということに對しても遮られ、これは調査の委員会ではないと。いや、私は調査をするための事実確認をするために調査をするのではないかということでありましたけど、まあ少しはですね、私も課長に對して、確認のための事実確認を行ってきました。

委員会の前日には、請願人は呼ぶ必要ないということが決まっておりましたので、中西さんにお話したところ、9枚にわたって、9枚にわたって、じゃあ、「妹川議員、この資料を読み上げるなりですね、問題提起をしていただきたい。」ということで、資料をいただいております。まあ8枚でしたか、9枚ですね、いただいておりますが、それに基づいて考えていけば、本当にパワハラの問題にしても、ノロウイルスの問題にしても、町の対応が非常に後手後手になっている部分があるし、そしてまた、隠蔽をしているのではないかという請願人の声なんです。

例えば、区長会に、そのまあ市民オンブズの方々がニュースを出したときに、それに対応するがごとく、区長会にそういう事実がありません。こういうことですよというふうなことが書かれてありますが、それに対して、中西さんのほうは事実と違うというような反論を書かれてあるのもありました。そして、小学校の子供たちにも、児童にもですね、書かれてありましたが、区長会の皆さんに出された内容は、回覧板で回されたんだろうと思いますが、大体これ何なのと。何のためにこんなの出しているの。というような疑問の声すら起こっている。

もう少し丁寧にですね、これは委員会でも出ました。こういう問題が出たならばですね、教育委員会はすぐさま学校長を集めるなりして、こういう事実がありましたということで、保護者に子供を通して、もし、こういうような病気等が発生したときには、すぐさま連絡してください。ないしは、病院のほうに行ってくださいというようなチラシを流すべきではなかったか。何も問題がなかったから、出さなくていいんじゃないかと、結局はそういうチラシが出たことによって、それを釈明するために出したような問題ではなかったらどうかと思います。

そういう意味で、私はこの方々はですね、何も町執行部らを攻撃しているわけじゃないんです。つまり、民主的な健全なる運営をしていただきたい。子供の食の問題、命の問題ですから、健全なる運営をするために、働きやすい職場環境をつくってもらいたいという願いなんです。

そういうことですね、ぜひ、この直営とか民間とか言う前にですね、こういう項目の中にノロウイルスの問題、それからパワハラの問題がありますから、この問題については、執行部に調査権がないならば、人事の面についてできなければ、議会として執行部を交えてやっていいじゃないませんか。そのことが今からの働きやすい職場環境になっていくと思っております。以上でこの請願については、ぜひですね、可決していただければというふうに考えて、私の賛成討論を終わります。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第46号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第46号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第47号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第47号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第48号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第48号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第49号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成少数であります。よって、議案第49号は、原案を否決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第50号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第50号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第51号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第51号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第52号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

議案第52号については、可否同数でございます。したがって、議長が本件に対して裁決をいたします。議案第52号については、可決します。

次に、日程第8、議案第53号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第53号は、可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、承認第1号について、委員長報告のとおり、原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、承認第2号について、委員長報告のとおり、原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第11、承認第3号について、委員長報告のとおり、原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第12、発議第5号について、委員長報告は原案否決であります。したがって、原案について採決します。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

発議第5号については、可否同数でございます。したがって、議長が本件に対して裁決をいたします。発議第5号については、否決します。

次に、日程第13、発議第6号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

もう一度きちんと挙げてください。発議第6号です。発議第6号について委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成少数でございます。よって、発議第6号は、否決することに決定いたしました。

次に、日程第14、発議第7号について、委員長報告は原案否決であります。したがって、原案について採決します。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成少数であります。よって、発議第7号は、否決することに決定いたしました。

次に、日程第15、請願第2号について、委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成少数であります。よって、請願第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申出が 있습니다。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第16、同意第2号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定します。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

議員各位の皆様におかれましては、連日の御審議、大変御苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております人事議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

同意第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、現在の人権擁護委員であります田中信代氏の任期が平成27年12月31日をもって満了となりますので、田中氏を候補者として再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、本町議会の同意をお願いするものでございます。

田中氏は、同委員を12年の長きにわたり務められ、人格・見識も申し分なく適任ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第16、同意第2号については、人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定します。

お諮りします。日程第16、同意第2号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第2号は、同意とすることに決定いたしました。

---

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成27年芦屋町議会第2回定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでございました。

なお、引き続き全員協議会を開きますので、第3委員会室にお集まりいただきますようお願いいたします。

午前11時23分散会

---